

1. 法改正の概要

公立大学法人の中期目標を達成するための計画（中期計画）の記載事項に、実施状況に関する指標を追加した上で、年度計画策定及び年度評価を廃止する。

施行期日は公布の日（令和5年6月16日）とする。

＜現行制度＞中期目標・中期計画・年度計画の概要

	中期目標	中期計画	年度計画
期間	6年	6年	1年（毎年度）
策定者	設立団体の長（知事）	公立大学法人	公立大学法人
内容	法人が中期計画を策定する際の指針（6年間の業務運営において達成を期待する目標）	中期目標を達成するための具体的計画	中期計画に基づく、事業年度ごとの業務運営の計画

2. 静岡県における基本的な対応方針

国立大学法人の例及び第2回評価委員会での意見を踏まえ、法改正に対応した中期計画の策定（または変更）を行った上で、年度計画策定及び年度評価を廃止し、新たに中期計画の各項目に設定した評価指標の達成状況を毎年度、各公立大学法人から設置者及び評価委員会に報告し、設置者から県議会に報告する。

（1）目指す目的

- ①県民からの支援を受ける公立大学としての法人及び大学運営の透明性の確保及び運営状況の情報公開
- ②公立大学法人の事務負担の軽減

（2）中期計画の策定（または変更）

①記載事項

- ・中期計画の全ての項目に以下ア～ウを記載する。
 - ア：県が示した中期目標を踏まえ、各大学の特色や強みを生かして、6年間で達成を目指す具体的な水準
 - イ：その水準を達成するための具体的な方策
 - ウ：その水準を達成したか、第三者が検証可能な評価指標

②上記①の記載に当たっての考え方

- ・法第78条の2の規定に基づき、公立大学法人は見込評価及び期間評価を受ける必要があるため、評価委員会による客観的な検証及び評価が可能な達成水準、方策、評価指標を設定する。
- ・6年間で計画的に実施し、達成したか否かを評価することが可能な事項を設定する（中期目標期間と比較して過度に長期的または短期的な事項は含めない）。

- ・各記載事項の留意点は以下のとおり。

記載事項	留意点
ア：達成水準 ウ：評価指標	・各法人の前中期目標期間の成果等を踏まえて、実現可能性に配慮しつつも、達成を目指す水準と評価指標は、各法人における可能な限りの努力を促すものとする。 ・客観的に明確な達成水準を設定する（また、実績報告時において、前年度末までに達成した水準・状況が不明確である場合、及び実績報告に記載された達成水準・状況の内容が不明確である場合、達成状況を判断できないことから、当該指標を未達成と評価する）。 ・達成度の評価が困難となる表現（「検討する」「図る」「努める」等）は、控える。
イ：方策	・中期目標期間中に実施する取組の内容、数量或いは回数等を具体的に設定する。

③現行の中期計画の抜本的な見直し

- ・上記①の記載に当たり、現行の中期計画の項目数、取組内容、数値目標、計画本文の表現等を見直し、客観的かつ明確な次期計画を策定する。
- ・中期目標期間の途中で中期計画を変更する場合も、取組内容の明確化や数値目標の修正等の所要の見直しを行う。

（３）各事業年度における各指標の実績の報告方法等

①中期計画の評価指標の達成状況報告

- ・年度評価の廃止に伴い、中期計画の進捗状況を広く学外に明らかにするため、別添１の評価指標の達成状況一覧により、新たに設定した評価指標の達成状況を毎年度、各公立大学法人から設置者及び評価委員会に報告し、設置者から県議会に報告する。

項 目	法改正後の存廃	県議会への報告時期	県議会への報告方法	
			現 行	令和７年度以降
年度評価	廃止	毎年度	翌年度の ９月県議会 定例会において 議案により報告	９月県議会定例会の 常任委員会において 前年度の指標の 達成状況等を報告
見込評価	継続	中期計画の ４年終了時		変更なし
期間評価	継続	中期計画の ６年終了時		変更なし

②運営費交付金に反映する指標の報告

- ・上記①の報告を受けた評価委員会において、別添１の評価指標の達成状況一覧により、運営費交付金に反映する成果指標の判定を行う。

3. 年度計画策定・年度評価の廃止時期

	年度計画策定・年度評価の廃止時期	中期計画策定（変更）時期
県大	R 7 年度＝第 4 期中期目標開始から	R 6 年度
文芸大	R 7 年度＝中期計画変更の翌年度から	R 6 年度

4. 評価指標の設定方針

（1）評価指標の種別と評価（見込評価・期間評価）

①評価指標の種別

	定量指標	・数値目標を設定できるもの
	成果指標	・中期計画に取組の内容、数量或いは回数等を具体的に設定し、その取組を実施した結果、発生した成果を数値目標とするもの
	困難	・全国的な水準を大きく上回る数値目標 ・現状水準からの大幅な引上げを目指す数値目標 ・過去最高水準への回復を目指す数値目標
	標準	・現状水準を徐々に引き上げる数値目標 ・現状水準を維持する数値目標 (例：過去 3 年平均以上、前中期目標期間の平均以上等)
	活動指標	・中期計画に取組の内容、数量或いは回数等を具体的に設定し、その取組の実績を数値目標とするもの
	定性指標	・数値目標を設定できないもの

②評価指標の種別及び種別ごとの得られる評価

種別	定量指標			定性指標
	成果指標		活動指標	
	困難	標準		
評価の 評語	S S ～ C (5 段階)	S ～ C (4 段階)	A ～ C (3 段階)	S ～ C (4 段階)

③評価の判断基準

別添 2 のとおりとする。

(2) 評価指標の設定に当たっての考え方

評価指標は、定量的、定性的いずれでも構わないが、より客観的な評価を可能とするため、達成度を明確に示すことのできる定量的指標の設定に努めることとする。

① 定量指標の考え方

- ・ 定量指標は、達成すべき数値目標や、その計画が遂行されているかどうかを検証することができる指標とする。
- ・ 原則として前中期目標期間より高い数値目標とする（中期目標期間の途中で指標を設定する場合には、現行中期計画と同等または高い数値目標とする）。
- ・ 成果指標においては目標とする成果を具体的な数値等を用いて記載し、活動指標においては実施する取組の内容、程度、数量あるいは回数等を具体的な数値等を用いて記載する。

② 定性指標の考え方

- ・ 定性的な評価指標については、数値目標によらない達成すべき水準（新しい制度や学科等の創設、カリキュラム改正、組織の見直し、教育研究に係る計画の策定など、取組の進捗状況や成果を数値で計測できないものに限る）、その計画が遂行されているかどうかを検証することができる指標（水準達成のための仕組みづくり・措置など）としてください。
- ・ 中期目標期間中に実施する取組内容及び目標とする水準、状態、成果物等を具体的に記載する。

（例）〇〇計画の策定及び実施：中期目標期間1～2年目に〇〇計画案を学内で検討・作成、3年目に学内で計画案の実施を意思決定、4年目から実施開始、5年目に引き続き実施しつつ計画の検証、6年目に検証結果を計画に反映

③ 中期計画1項目に対し複数の評価指標を設定する場合の考え方

- ・ 複数の評価指標の全指標を達成していない場合は、基本的に中期計画を未達成と評価する。
- ・ 複数の評価指標のうち、一部の指標を達成し、かつ一部の指標を達成していない場合は、そのことのみにより中期計画が未達成とは判断せず、評価委員会において総合的に判断する。

5. 運営費交付金に反映する指標の判定

(1) 運営費交付金に反映する指標の変更

- ・中期計画の評価指標中、全ての定量指標を運営費交付金に反映する指標とする。

(2) 判定方法

- ・中期計画1項目に対し複数の評価指標を設定している場合、項目ごとではなく、指標ごとに判定する。
- ・年度評価の廃止に伴い、判定及び判定の数値化の方法を以下のとおり変更する。

	数値目標	判定	数値	適用要件
現行	○ 達成	◎ 達成状況が 優れている	2点	年度評価がSの場合
		○ 概ね達成	1点	困難指標が達成された場合
	× 未達成	● 達成状況が 十分でない	0点	
変更後	○ 達成	◎ 達成状況が 優れている	2点	成果指標（困難）が達成された場合
		○ 概ね達成	1点	成果指標（困難）の達成度が90% 以上100%未満の場合
	× 未達成	● 達成状況が 十分でない	0点	成果指標（標準）及び活動指標が達成 された場合

- ・その他の判定方法は従前のとおりとする。